

# とちぎ社労士 No.93



(油彩：荒川の夏 県央支部 上野 トヨ 会員)

- ★栃木県社会保険労務士会研修報告  
会員よりの投稿特集
- ★各研修会・懇親会に参加して
- ★各研修会について ★法律雑感
- ★士業雑感 ★年金相談あれこれ
- ★年金についての雑感
- ★相談業務の難しさ
- ★今の職業に満足していますか？
- ★社会保険労務士業務と品質管理
- ★電子申請を続ける理由
- ★開業半年を迎えて ★「ダイエット」
- ★新入会員紹介 ★事務局だより
- ★編集後記



発 行

栃木県社会保険労務士会  
宇都宮市鶴田町3492-46  
TEL 028 (647) 2028  
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>  
(Eメール) [tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp](mailto:tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp)  
発行人 藤 沼 清 市

## 栃木県社会保険労務士会研修会

### 裁判員制度研修会及び健康保険協会研修会

平成21年 1月23日

宇都宮市文化会館 第一会議室



弁護士 佐藤 秀夫 氏



全国健康保険協会栃木支部担当者



#### テーマ

(1) 「裁判員制度について」

—— 弁護士から見た裁判員制度 ——

講師：弁護士 佐藤 秀夫 氏

(2) 「健康保険協会の概要及び事務手続について」

講師：全国健康保険協会栃木支部担当者

### 緊急雇用対策等助成金及び電子申請研修会

平成21年 3月12日

宇都宮市文化会館 第一会議室



#### テーマ

(1) 「雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）」

・特別奨励金について」

講師：栃木労働局職業安定部職業対策課 佐藤 清勝 氏

(2) 「送信代理による電子申請の概要及び電子申請の方法等」

講師：栃木県社会保険労務士会 矢野 機 会員



栃木労働局職業安定部職業対策課 佐藤 清勝 氏



矢野 機 会員

# 会員よりの投稿特集

## 各研修会、懇親会に参加して

(県南支部 鈴木 一 敬)

私は栃木県社労士会に2008年8月に入会した新人で、早いものでもう7か月が過ぎようとしています。その期間で私が受けた研修会は下記になります。

2008年8月19日 新人基礎研修会、2008年9月17日県南支部研修会、2008年10月10日第2回実務研修会、2008年11月12日 第3回実務研修会、2008年11月21日 安全管理研修会、2009年2月5日 県央県北支部合同研修会、2009年3月12日 緊急雇用対策助成金及び電子申請研修会と合計7回になります。

最初、これらの研修会に参加して驚くことは資料の多さではないでしょうか？とくに、第3回実務研修会の小野先生のとときの資料の多さには驚きました。なぜ、こんなに多くの資料が配られるのか疑問に思い懇親会の時に先輩に聞いてみたところ、小野先生をはじめ栃木県会の先生方はその内容についてすべてをオープンにして公開しているので資料が多くなるのだと教えてもらいました。この資料の多さは私たちを育てるためだと思うと感謝、感激です。また、東京都内などで開かれる社労士向けのセミナーではこんなに大量の資料を配られるとは聞いたことがありません。栃木県会には後輩を育てるという土壌があり、素晴らしい研修会が数多く行われていることを知りました。

また、研修会後の懇親会には2回出席しました。1回目は2008年9月17日の県南支部研修会の後で、その席には県南支部長である松浦先生、須藤先生や諸先輩方がおられ、さまざまなアドバイスをもらいました。例えば“このような懇親会には積極的に参加した方がいい”と教えてもらいました。なぜかというところでは研修会では聞くことができない情報や裏技的な技術を聞くことができ、それを盗めというのです。その話を聞いた時、かつてプロ野球にいたヤクルトスワローズのキャッチャー古田捕手のことを思い出しました。彼は現役時代、ベンチ内では意識的に野村監督の前に座りそのひとりごとを聞きながら戦術を盗み自分の糧としていったそうです。私もぜひ古田捕手のように先輩の技術を盗んでやろうと思います。また、法律を勉強しろとも言われました。法律を知らなければ行政機関に対して意見を言うことができないためです。2回目の懇親会は2008年11月21日 安全管理研修会後、日光千姫物語で泊りがけで開催されたものです。40周年記念式典の後でしたので平日頃お会いすることができない先生方と話をすることができ有意義な時間を過ごすことができました。2次会のスナックでは藤沼会長に気さくに声をかけられ緊張しました。先輩から本音で様々な話を聞きましたが、さすがに飲みすぎたようで翌日に忘れていたことが多かったです。このように懇親会は研修会と同様に勉強の場でもあり、先輩とネットワークを築く重要な場でもあったことがわかりました。

つい先日参加した、矢野先生が講師を務めた電子申請研修会は私にとって非常に興味深いものでした。私はまだ開業しておらず会社員ですが、将来開業したら電子申請を事務所に取り入れたいと考えているからです。なぜなら事務所を経営する中、コスト管理を考えると一番大きいウェイトを占めるのは自分自身の人件費に他ならず、電子申請を導入すると行政機関の窓口に出かける必要がなくなる、事務所から何時でも手続き可能など自分自身の人件費の削減につながる事になるからです。また、事務所を経営することになったらISO14000の取得にもチャレンジしたいと思っております。この研修会の資料には電子申請導入のための手順がわかりやすく書かれておりました。

このような研修会、懇親会を開催してくれる先生方に感謝します。また、研修会、懇親会で得られる知識は重要です。今後できるだけ多くの研修会、懇親会に参加して自己研鑽に励みたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

## 研修会について

(県南支部 案 納 隆 二)

### ① 実務研修会に出席して

まったく実務経験がない為、なかなか理解できずせっかく講師の方々が資料をはじめ一生懸命講義していただいているのに申し訳なく思っています。

私がいままでの研修を受講していて強く感じたことは、研修の内容が弱い立場の人々を支えるという思想にたち、またそれを事例で紹介され、社労士としての本音等も聞かせていただき誠に感謝しております。私は長く企業に属し、企業の論理で活動してきました。企業では表面的にはきれいごとを並べ、裏では首をかしげることがおおく存在します。社労士でもそのようなことはないとは言えないと考えていましたが、実務研修ではそのような考えを払拭するような内容で感銘すらうけました。また、本音を吐露していただき興味を持って受講させていただいています。

### ② 各研修会に望むこと

私と先輩達とはレベルがはるかに違いますので研修の内容については、私がレベルアップしなければと考えております。書籍に記載されている公式通りの解説ではなく、より具体的な事例を取り上げていただけますと理解も早まり大変参考になります。今後実務研修については時間の許すかぎり出席したいと考えております。

### ③ これからの社労士像

私自身は社労士の業務を大半網羅し、サービスを提供できるような状況は能力的にも、年齢的にも無理だと思っています。

現在及びこれからの社会構造の変化において、なんでも情報が取得できる便利な時代のようにですが、一般の人々が本当に必要な情報が抜け落ち、利用されたり、不利益を被ったり、取り返しのつかない状態になっているケースが増えているような気がします。

社会保険労務士はそのようなリスクに対し、地域社会のセーフティネットとしての役割を担える職業ではないかと思えます。顧問契約先の事業主、労働者との健全なバランス関係を維持しつつ、社会保険・労働保険等の適正なサービス提供を今後一層求められるのではないかと思えます。

### ④ 雑感等

実務研修会や支部の会合等に参加させさせて頂いています。現在の厳しい経済環境の中で大変な苦勞している先輩諸氏が多いと思いますが、毎回お会いする先輩達の気持ち良いご挨拶を頂き感謝しています。

## 法 律 雑 感

(県央支部 伊 藤 準 二)

私たち社会保険労務士は、法律に基づいて仕事を行っています。わが国は、いわゆる法治国家で、法律は常に公平・平等に作られ、均衡を保ったもので、その道の専門家により正しく執行されていると考えています。ところが、案外公平・平等でない法律に出会い、不均衡な処遇、不可解な法律の執行に気がつくことがあります。

ある会社の従業員の方が、労働災害に遭い、相当期間の療養を経て労働者災害補償保険法の手続きをした結果、障害補償給付の認定は、「一時金」でした。また、その方の障害について、厚生年金保険法の認定は、「年金」でした。同じ障害について同じ時期に請求の手続きをしても結果が異なっています。

この方の障害については、身体障害者福祉法の身体障害者手帳の申請があります。こちらは、申請の結果「障害者ではない。」という結果が出ました。身体障害者でないのであれば結構なことかと考えますが、身体に障害があるのに福祉の措置は受けられません。

各企業の事業主は、障害者雇用促進法により企業規模に応じた身体障害者等の雇用が義務付けられていますが、職業安定所の基準は、原則身体障害者福祉法の身体障害者手帳の所持が要件とのことで厚生年金保険の障害年金を受給しながら働いている方は、その対象にはならないということです。

突き詰めてみると、なぜ、労働者災害補償保険法と厚生年金保険法の障害の認定が異なるのか、さらに身体障害者福祉法の身体障害者手帳の審査では障害者にならないのか、片方の法律で認めた障害を持ちながら働いている方が、職場で温かく働けるように出来ないのかわかりません。その従業員の方も再起を賭け真剣に働いており、会社もそれに応えようと配慮しています。にもかかわらず法律は、不可解な定めで不均衡、不平等な扱いをしています。

次に、悪名の高い「後期高齢者医療保険の保険料」のことです。法律施行のとき、75歳以上のお年寄りの保険料について一部の例外を除き、全員「年金からの天引き」を目論見ましたが、結果はよくよく批判され、「銀行からの引落とし」等も認め辛うじて保険制度が行われています。

したがって、一部の方は「年金からの天引き」、一部の方は「銀行からの引落とし」等で保険料を納めています。ところが、これにも落とし穴がありました。確定申告の時期です。夫婦ふたりの後期高齢者医療保険の家庭を考えます。これまでは多くの方は国民健康保険で、夫と妻のふたり分の保険料を夫の名前で請求され、夫の名で納付していました。こんどは、夫の保険料は夫の年金から、妻の保険料は妻の年金からの天引きです。普通の家庭では「お上の言うことだから」と「年金からの天引き」で、保険料を収めているものと考えます。ところが、夫が確定申告を行いますと、夫の保険料は控除の対象になり所得から差し引かれますが、妻が「天引き」された分は、夫の確定申告には控除の対象にはなりません。その結果、還付される筈の税金も逆に納めることも考えられます。「お上の言うことも」ときに変なことがあります。

さらに、65歳以上の方の介護保険の保険料は、「年金からの天引き」が以前から行われており、「銀行からの引落とし」等の規定はありません。当時から全然問題にならずに行われているもので、高齢者の家庭では、妻の介護保険料は夫の確定申告の際は、控除の対象にはなっていません。

介護保険料の納付について、なぜ「銀行からの引落とし」等がないのか、後期高齢者医療保険の保険料を検討したとき、なぜ同じように「銀行からの引落とし」が出来るように改正されなかったのか、不審に思い確かめてみました。どうやら後期高齢者医療保険のときにも問題となり検討はされたようです。しかし、そのままになっています。これもかかると「国民が騒がないのでそのまま頬かぶりをした。」「年金からの天引きの方が役所にとっては効率的である。」などが考えられます。

法律を作るとき、その時代背景、必要性その他もろもろの要件があろうと思われそうですが、法律を制定するとき、そして執行するに際しては、その結果について充分配慮しつつ、関係する法律を横並びに検討し、弱い者の立場に立って血の通った温かみのある法律を執行するよう配慮して貰いたいと考えています。

## 士業雑感

(県央支部 小嶋 勸 次)

はじめに

士業登録、開業から27年。

会に籍を置き何の貢献もできず常々心苦しく思ったりしております。

このたび法制定40周年を記念し表彰の栄に接し、心から感謝しております。

現在の心境として、同業先輩の方が一人二人と物故、或いは廃業されるのを見るにつけ一抹の寂しさを感じています。これも高齢化社会の波として受容するより仕方ないですね。

しかし反面、若い元気な戦士が輩出、入会され心強い限り。ただ会費の重み、懐具合に思いをいたし情を感じるものです。

事業展開

早々大きな看板を掲げはしたものの仕事らしい仕事はなく、悲壮な毎日が続きましたが発想を転換し自死とか事業主さんが解決困難な事案を歓迎、少ない中にも手のかかる仕事に喜びを実感、努力して参りました。これが今になって考えると逆に、修行の糧となったようにも思えるのです。

幸いお蔭様で今では、採算は度外視し長期難事の相談に取り組み、営々過させていただいております。

ただ一言苦言を申し述べますと、経済不安に加え政治、行政の不信で仕事が増えやすくなりつつあること。はたまた教育、医療、介護そして司法までもが揺らぐ様をみるにつけやりきれない思いで一杯です。

## 社会変革への対応

身のまわりのすべてが平成維新と伝わるほど激しい社会変革に辟易<sup>へきえき</sup>しています。

このところ、良いにつけ悪いにつけ矢継ぎ早に法が改正され、と同時に関係通達が改まり、これを見逃し後れをとるまいと必死の体…。

この先、政変だ、政局だ、の騒ぎが現実化し組織や上級官僚の入れ替えとなったらはたまた大変なことだろう。

## 情報収集

毎月、法の動きをキャッチするため「月刊社会保険労務士」に逸早く目を通し、県会からの資料も洩らさず熟読し活用させていただいております。

更に有用な生きた事例を得るため、できる限り研修会に参加するように努めております。

役員の方には大変ご苦勞をお掛けしますが倫理を重んじ頑張りたいと存じますので何卒よろしくお願い申し上げます。

## 年金相談あれこれ

(県南支部 戸叶和男)

ある金融機関の年金相談を担当しており、平均して毎月5回、1回8人(月40人、年間480人)の年金相談を時間予約制でしている。

年金は、国民の老後を支える最も大切な制度であるが、昨今の「消えた年金」をはじめとした行政の年金制度の運用・管理の失態に、国民の不信が一気に高まり、「ねんきん特別便」を手にした人々が社会保険事務所に殺到、4～5時間待ちの未曾有の混乱状態を呈した。

ここにきて、多少落ち着きを取り戻してきたが、「社会保険事務所に相談に行ったが、2時間も待って、やっと自分の番が来たが、10分ほどしか相談できなかつた」と、社会保険事務所窓口で受け取った「照会回答票」を片手に年金相談会に来られる方もまだまだおられるのも事実です。

こうした年間約500人との年金相談の中での感想・課題などを思いつくまま列挙してみました。

### 1. 厚生年金基金が落とし穴 …… そんなのに加入した覚えがないですよ

一般の年金受給(予定)者には、理解しづらく、社会保険事務所でも質問しない限り殆ど説明がないところでもあり、特に注意して説明してあげたいところである。

(1) 請求漏れの懸念先 — 特に女性の方で結婚前に数年間勤めていた会社が厚生年金基金に加入していた場合など、氏名・住所が変わっているため、移管先の企業年金基金連合会から裁定請求書が届かない懸念がある人が多くおります。

(2) 「年金額が少ないので、繰上げ請求をしたい」

厚生年金基金に35年加入の方が「年金額が予想額より少ないので、繰上げ請求をしたい」と、真顔でターンアラウンドの裁定請求書と「年金額のおしらせ」を持参して開口一番の依頼であった。「基金」の仕組みを理解されていない人が多い。

### 2. 「特例者」に該当するのか? …… 相談員として一番神経を使うところの一つ

僅かな相談時間(1人当たり30分程度)のなかで、判断を間違いやすいところであり、相談員として一番注意を払うところだ。

(1) 中高齢の特例

相談者が持参した「ねんきん特別便」等の年金記録から、厚生年金加入が20年未満の人については、「35才(男性40才)以後の加入年数が15～19年ある中高齢特例該当者ではないか」の見極め(計算)を瞬時に行う必要があり、一番神経を使うところである。これを見誤ると、加給年金・振替加算でミスリードが生じます。

(2) 長期加入者

厚生年金の被保険者期間が44年以上ある、いわゆる長期加入者に「65才までの雇用延長」と相俟って、高卒者でも62才で該当する人が出てきます。

昨今の経済情勢から、雇用は延長されたものの実質はパート待遇などで、賃金が低く、「62才で退職し、長期加入者として満額の年金を受け取ったほうが金銭面からはベターな場合」もでてきます。この

辺の説明を一言忘れないようにしています。

### 3. 悲惨な勘違い …… 今のままでは、受給資格がありません

相談員として一番悲しい場面に年数件遭遇します。

特に国民年金受給者の場合で、65才直前の男性が「若いとき会社勤めを5年、その後自営を始めたが、余裕がなく国民年金を12年しか払えず、合わせて17年しか年金を納めていないので、年金額は少ないと思うのだが…」と、国民年金の請求のため、見えました。相談員として言葉を失う瞬間です。

「え、25年掛けないと年金は、貰えないのですか。苦労して掛けた17年分はどうなるんですか。もう、年齢的にも、経済的にもこれから8年も特例納付する余裕はありませんよ。」背中を震わせながら、席を立つ初老の男性に声を掛ける適当な言葉が見つかりませんでした。(現状では、国民年金の死亡一時金しか受給できるものがない。)

行政側も、この辺の周知、年金加入記録の漏れ・誤りを早期にチェックできるよう、21年4月から『ねんきん定期便』を国民年金と厚生年金の被保険者約7,000万人に、毎年誕生月に送付することになったのは、遅まきながら一步前進と思料します。

### 4. 繰上げ請求が確実に増えています …… 年金制度への不信・不安？

最近の特徴として、確実に一部繰上げ・全部繰上げの説明を求める相談者が増えています。相談員としては、相談時間に制約があるなかで、繰上げ請求の説明は、繰上げ請求した場合のデメリットを十分説明してあげる必要があるなどから時間がかかり、正直歓迎ではありません。ただ、相談者にとっては、老後の生活を左右する大切な判断材料となるわけであり、繰上げ請求のメリット・デメリットを十分説明(必ずデメリット記載の書面を手渡ししながら)して、ご理解をいただいたうえで、最終的にご自身で繰上げ請求をするか否かの判断することをアドバイスしています。

繰上げ請求が増えた背景には、年金制度の将来への不安があること、そして一部繰上げが可能になったこともあるように思えます。

最後に、年間500人の相談をお受けしていますが、老齢年金・障害年金・遺族年金など年金の種類は違って、いずれの相談者そしてその家庭にとって老後の家計を支える大切な制度であり、それぞれの家庭の生活が掛かっています。

現行の年金制度のなかで、本人・配偶者がそれぞれの人生で関わってきた年金制度を相談者全員が十分ご理解をされたうえで、最善の受給選択ができることのお手伝いをできればと思っています。

以上

## 年金についての雑感

(県北支部 室井隆司)

3月3日の夜だったと記憶している。帰宅してみると私宛の水色の封筒がテーブルに置いてあった。手に取ると差出人は「広報委員会の潮田先生」。「えっ」。「まさか？」と思いつつ開封してみると「やっぱり」…。俺の番か(順番ということではないと思いますが)。咄嗟に、「やっぱり「ウケ」をとらないとまずいだろうな～」ネタあったっけ?…。「バカ、そうゆう類のもんじゃないだろう。怒られるぞ」と、ホントに「執筆をお願いいたします。」のくだりまで読んだ時の素直な感想。「なんで俺こうなんだ？」と思った。気を取り直して全体を読む。「テーマ：自由です。」「う～ん」…例として「研修会に関すること、これからの労務士像、雑感等」とある。「う～ん」…問題はその下。文字数：約1600文字…絶句した。1600って結構あるよな～。とはいえ、先生はご自分の仕事をされながら県会においては広報を担当され、また、研修会では講師もお務めになる。大変だな～と思うと書けないとは言えない。ということで、何を書くかから考えてみた。そこでいくつかの過去のナンバーを見てみると研修会に関しての記述が有り、まさに同感というものばかり。特に思うのは、講師の先生方が貴重なご自分の時間と知識を惜しげなく提供してくれていること。「これってすごいよな～」と思うと同時に「本当にありがたいことだな～」、「研修会については書き尽くされてるな～」と感じました。

なので今回は時々これまた「う～ん」と思うことがありますので、そのことを書かせて頂きたいと思います。それは、国民年金制度についてです。

私は今、年金記録確認地方第三者委員会というところで月10日ほど調査員の仕事をしています。そこに上がってくる事案の中には稀に、その申立が認められれば年金の受給権を得られるという事案がある。断っておきますがここで私が書かせて頂くことは、委員会の具体的調査の方法、委員会でのやり取りということではありません。ズバリ、「300月の壁」についてです。もちろん、ここで皆さんに、この300月（短縮措置等はありませんが）が何を意味するのかを説明するつもりはありません。要は、299月保険料を払い込んでいてもその人は1円も年金はもらえません。当然300月払い込んだ人は年金がもらえるんです。それなら、299月分を返してもらえるかといえば返してもらえない。100%掛け捨てです。みなさん、これ、どう思われますか？ということなんです。制度だから仕方がない。それはそうなんですけど…。

私思いますのは、第三者委員会にこれだけ上がってくるということは、おそらく、そういう人は結構いるんだろうなということです。そういう結果の納付月数になったのは、人それぞれ、本当にいろんな事情があったのだと思います。中には同情の余地なし。という人もいるかもしれませんし、なるほど、そういう事情があったんだと、同情できる人もいると思うんです。そういう人には保険料を返してあげればいいのに、もしくはその分の年金を支給すればいいのに、なんて無理なことをしてしまうんです。そこである日、社保の方に、なんで300月なのかと聞いてみた。答えはすぐに返ってきた。憲法25条生存権にあるとのこと。結局、「299月の年金額で食えるか？だったら別の方法があるでしょう」「生活保護ということか？」「そういうのも方法だと思います」とのこと。そのときは「ふ～ん」で終わった。後から考えた。生活保護は簡単にはもらえない。そのためには資産価値のあるものは処分しなければならない。代々農家、家財産はある。息子夫婦は食わせてはくれるが小遣いまではな～。240月、ガボッと見積もって年金額ざっと40万円。旅行に何回行けるだろうか？でも240月分、もらえもしないし、返ってもこない。家財産がないのに遊びほうけてた人、10万円以上（国民年金の満額以上）の保護がもらえる（もちろん仕方がない人が大半だとは思いますが）。家財産がないからと一生懸命保険料をなんとか300月納めてきた人は…？（ケースバイケースなのだと思いますが）

いろいろ議論がなされている。みんなが納得できる、正直者がバカをみるなんてことがないように年金制度を進化させてもらいたいと「う～ん」と思いながら思っています。

## 相談業務の難しさ

（県西支部 齋藤智会）

私は平成14年の合格者で、その時点では社会保険労務士の業務に関しては全くの未経験者でした。その後、縁あって現在の会計事務所にお世話になり、現在まで職場の皆様や他の先生方の手助けを頂きながら何とか勤務社労士として働かせていただいております。

勤務当初は、手続き業務を覚えることに精一杯ではありましたが、業務を重ねるごとに徐々に習得していき、社会保険労務士としての仕事ができることに少なからず喜びを感じていました。

それからしばらくして、労務相談や年金相談などのいわゆる“相談業務”を受けるようになると、手続き業務とは違い、経験を重ねてもなかなか自信を持つことができず、その難しさを感じていました。その頃の私は、相談を受けるたびに懸命に相談に応じようと、受験時代のテキスト、参考書、法令集にあたったり、監督署、社会保険事務所等に聞いたりして正しい答えを探し求めていました。しかし、年金相談などは比較的正しい答えが見つけれましたが、労務相談には割り切れる正解というものはなく、労使間のバランスの中でより良い答えがどこにあるのかということに、常に悩みを抱えていました。

そんな時、県西支部で行っている足利市役所での相談会に参加してみないかとお話をいただき、何回か相談員を経験させていただく事になりました。そこで先輩の先生と相談者とのやり取りを、間近で緊張しながらも聞かせていただく機会に恵まれました。先輩の先生方に共通して言えるのは、どの先生方も途中で相談者の言葉を遮ることなく“最後まで話を聞く”ということです。答えを焦って会話の途中で口を挟んだりすることなく、相談者が一通り話し終えるまでじっと聞いていらっしゃいます。そして相談者の話が終わったところで、その周辺の話題なども含めて分かり易く説明をされていました。

これまでの私は自分に自信がないため心に余裕がなく、相談の途中で口を挟んでしまったり、早合点をして見当違いな話をしてしまったりしていました。そのために相談者の納得する答えが導き出せなかったのだと思いました。



システム」と呼ばれますが、この品質のことを、製造工程から生産された製品の品質のことだけだと誤解されることがよくあります。ISO9001では、製品を「インプットをアウトプットに変換する一連の活動の結果」と定義しています。品質とは、この定義による製品の品質を指します。したがって、医療や行政サービス、もちろん社会保険労務士業もISO9001の対象範囲に含まれることになります。

ISO9001は、品質方針を設定し、PDCAサイクルによる継続的改善を実施し、顧客の満足を得るシステムですが、ここでISO9001のシステムから社会保険労務士業務を考えてみたいと思います。

まずは品質方針です。品質方針は事業を行っていくうえでのモットーのようなもので、個人としてシステムを考えるなら社会保険労務士として、事務所全体として考えるなら事業所として、どのように業務を行っていくかという表明になります。たとえば、「顧問先の労使が微笑を絶やさない」、「顧問先の従業員の離職証明書を作成しない」等々考えられます。ちなみに私の品質方針は、「迅速、ていねいに対応し、お客さまに最善の解決策を提示する」というものです。

次に、要求事項を明確にします。顧問先等の顧客が求める成果物の内容、レベルは当然ですが、関係する法令、対象事業所の労働協約、就業規則、労働契約など、既存の要求事項が存在しますので注意が必要です。

次に、業務を実施するにあたっての手順を明確にします。必要なら手順を文書化します。たとえば、給与計算の手順、顧問先からの入退職者情報の入手手順、就業規則作成にあたっての実情把握手順などいろいろ考えられます。先生方の事務所ではすでに用意されていることと思います。より良い手順が判明すれば随時変更していきます。

業務を実施していくと、当初考えてもいなかった障害や手続遅れによる不具合が発生し、顧問先等にご迷惑をおかけすることがあります。失敗は絶対に無いとは言えません。このような時のために、是正の方法を確実にしておきます。間違いがあったらすぐに謝罪し、訂正し、同じ間違いが発生しないように手順を変更する方法を確実にしておくということです。

ISO9001は、顧客に満足していただくことが目的です。したがって、顧問先等の顧客に満足しているかを確認する必要があります。顧問先なら1年に1回、スポットのお客様なら業務終了後、アンケートを実施するなどして確認します。

そして、業務を繰り返し実施していきながら、実施しやすい手順に変更したり、失敗を是正したり、お客様の不満な部分を修正したりという継続的な改善を行うことにより、社会保険労務士業務の業務品質が、ISO9001のシステムによって改善されていくことになります。

お客様に満足していただけるよう、業務品質の向上を常に念頭において日々の業務を行っていききたいものです。

なお、先生方の顧問先でISO関係の認証を受けている事業所があると思いますが、ISO9001の2008年版への移行期限は2009年11月15日、OHSAS18001の2007年版への移行期限は2009年7月1日ですので、ご注意ください。



## 電子申請を続ける理由

(県央支部 駒場 栄彦)



広報誌の執筆を依頼されたものの、はて、何について書けばよいのやら…。テーマは自由とあるのが余計に悩ましい。さっぱり思いつかないので参考までに過去の会報を読んでも、その内容は研修会の感想やご自身の得意分野について、経験談等様々。私は登録してから数年こそ経ってはいるものの、それほど内容の濃い業務をこなしてきているわけではないので、正直書くテーマが無く、お断りするしかないとも考えたが、しかし、よく考えてみれば広報委員の方々は、この苦しみを毎回されているのだろうし、ましてやあまり研修会に参加していない私にまで執筆の依頼をしなければならないという事は、余程切羽詰った状態なのだろうと推察し、お引き受けすることとした。

こんな私でも他の先生方より経験していることと言えば「電子申請」。電子申請については、県会でも何度か研修会をされていますし、各ソフト会社の方でも各地でセミナーを開催しているので、概要や使用感は既にお聞き及びのことと思います。

まず、よく聞かれるのが使い勝手の悪さ。一言で表すならば、「紙による届出の方が早い」でしょうか。

電子申請を初めて行おうとする場合は、複数のプログラムをインターネットからダウンロードし、それらをインストール、各種の設定を行わなければなりません。これらの作業を無事終われば、実際の申請が可能となりますが、ここでも操作性は決して良いとは言えません。1つの申請につきクリックの回数にして、少ない場合でも10~20回、多い場合は50~60回程度要するので、何時でも何処でも簡単な操作で、というイメージを持っていた私にとっては、かなり戸惑いましたし、今でも申請前は、気合を入れてからパソコンの画面に向かいます。それでもe-gov移行前のシステムから現在のe-govに、ID・パスワード方式から送信代理方式に変更する等、少しずつではありますが着実に利用しやすくなってはきています。

それでも電子申請を続けている理由は、それなりのメリットを感じている部分もあるからでして、遠方の顧問先や従業員の出入りが激しい顧問先があることや、それに電子申請を行うために業務ソフトを導入した経緯があった、ということもあり半分意地もあります。また、電子申請を始めたのを機に、書類の保管等の仕方について見直したかったというのもあります。今までは、申請書や届の控えは、コピーをして顧問先ごとのファイルにファイリングをして書庫に保管をしておりましたが、以後は、すべてPDF等の画像データにし、また過去に紙で保管していた分も全て画像データにして、パソコンに保存するようにしました。結果、申請書の控えがすばやく検索できるようになり役所や顧問先からの問合せにその場で対応することができ、また保管スペースもゆとりができ見た目にも気分的にもスッキリしました。当然、パソコンに大切なデータを保存するのですから、データのバックアップやセキュリティ等の対策が今まで以上に必要となりますが、日頃からセキュリティ面に不安を感じていたところでしたので、ちょうど見直す良い機会となりました。

以上を総合的に評価するならば、業務の見直しにもなり、私個人としてはメリットの方があったと思います。課題はやはり使い勝手の悪さで、この点については今後改善されていくものと思います。

## 開業半年を迎えて

(県央支部 山川 荘 二)

私は昨年の9月に開業致しました。実務経験のないままでの開業に不安はありましたが、根が楽観主義なもので勢いにまかせてのスタートとなりました。

事前に聞いてはいましたが、やはり資格試験の勉強で得た知識と、実務とでは大きな開きがあり、日々戸惑うことばかりです。書籍でいくら調べても分からないこともあり、そんな時には先輩方へ質問させていただいたりして対応しております。本来であればライバル企業へ情報を提供するようなもので考えられないことですので、本当にありがたく、感謝にたえません。ありがとうございます。

今年に入ってから営業の成果も出始め、おかげさまで顧問契約もいただけるようになりました。ベテランのように偽装することはありませんが、自分から「新人です」と名乗ることもありません。しかしお客様には何となく分かってしまうようで、「山川さんは最近事務所を開いたの?」と凶星をつかれることも良くあることです。そこまで分かっているながらもご依頼いただけることに感謝し、精一杯のサービスを提供しようと心を新たにすることばかりです。

そんな新人の雰囲気丸出しの私にも、お客様は様々な質問をされます。現在も自身の未熟さを少しでも補おうと、多くの学ぶ場所へと積極的に参加して知識の習得に努めております。栃木県社会保険労務士会主催の研修会や、県内で行われる自主研究会、東京での勉強会やセミナーなどにまめに参加しております。(県の研修会は今のところ皆勤賞です)

栃木県社会保険労務士会主催の研修会では、講義の内容はもとより講義から少し外れたお話の中にも、書籍では知ることのできない社会保険労務士としての実務上の知恵が含まれており、本当に勉強させていただいています。

講師の先生方、お忙しいのにいつも様々な資料などもご用意いただき、ありがとうございます。

またつい先日、矢野先生よりお話いただいた電子申請の方法に関する内容は、非常に勉強になりました。現在は仕事量も少ないため役所へ出向くことも苦になりませんが、時間の有効活用・ガソリンの節約を考えると早々に導入しなければならないとは考えていました。ただ使い勝手の評判が芳しくなく、また昨年の確定申告を電子申請にて行った際に非常に苦労したため、苦手意識が先行しておりました。

電子申請のウェブサイトを何回か調べてはみましたが、自分で読み解くには気が重く放置しておりました。

今回お話を聞かせていただき、手順を非常に分かりやすくご説明いただけましたので、おそらくスムーズに導入作業を行うことができると思います。(パソコンのちょっとした設定により、ストップしたりはするのですが)もう少し手続き業務を依頼される機会が増えてきましたら、ぜひ導入したいと思います。

開業前に想像していたことと大きく違った点は、年金に関することです。事業所と仕事をする上では、年金の給付に関するのを聞かれる機会はほとんどないものと考えていました。しかし事業主や従業員から遺族年金について質問されることがよくあります。在職老齢年金について関心が高いのは当然でしょうが、遺族年金とは思いつきませんでした。現在ご主人が受給している金額との比較を求められるわけですが、加給年金や特別加算が含まれていることもあり単純計算はできませんし、遺族厚生年金には中高齢の寡婦加算などもあり、私自身が簡単には把握できません。

今後は年金についても再度勉強しなおして、より分かりやすくお答えできるようになりたいと考えております。

諸先生方には、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

ありがとうございました。



## 「ダイエット」

(県西支部 渡辺 徹)



開業して、早くも半年たちましたが、聞くもの見るものすべて勉強の毎日という段階で、社労士としては皆様にお伝えすることは何もございません。しかし、せっかくこのような機会をいただきましたので、社労士の傍ら行っている…というよりこちらのほうが経験は長いのですが…フィットネス関連のお話をさせていただきたいと思います。

18年フィットネス業界(エアロビクス)に携わっていますが、最近の傾向は、ダイエットに男性の方も興味を示し始めたということです。きっかけは、「メタボリックシンドローム(メタボ)」予防の推進を、厚生労働省が打ち出したことにあるでしょう。メタボ予防に関してはもうすでに皆様ご存知のことですので割愛し、ここではダイエットの方法について少し書きたいと思います。歳をとってからの急激なダイエットは、内臓を傷めたり、体力低下を招いたり、あるいはリバウンドをおこしてしまう恐れがあります。私は生徒さんにこう教えています。「月500g脂肪を落とすことを目標にしましょう。」たった500g?と思わないでください。1年で換算すると6kgもダイエットできることになるのですから。ちなみに、私事ですがエアロビクスを始める前は85kgあった体重を3年で15kg落としました。今はさらに落ちて62kgです。話を戻しまして、この500gの脂肪をカロリーに換算すると約3500kcalになります。つまり脂肪だけ500g減らすためには単純に言って、月3500kcal余分に運動するか、摂取カロリーを少なくすればいいのです。もっと、具体的に言うと、2日に1度エアロビクスなどの有酸素運動(250kcal程度)を行えば、食事の量を減らさずに無理なく目標を達成できるというわけです。ね!簡単でしょ。もちろん、前より食べてしまえば、体重は落ちませんが…。

そして、最近私はこの有酸素運動に「コアトレーニング」をプラスしていきましょう、と指導しています。コアトレーニングとは、ヨガやピラティスといったエクササイズで、体幹を鍛えることです。体幹が鍛えられると体のバランスがよくなり締まった体にすることができます。体がかたい男性諸兄はピラティスがお勧めです。ピラティスは特に腹横筋が弱ったことにより内臓が下がりお腹が出る、いわゆるポッコリお腹の解消に効果的です。1月で2cm以上ウエストが締まった方もいました。

それからもうひとつ、「ウェイトトレーニング」も推奨しています。基礎代謝量(何もしないでカロリーを消費する量)は筋肉量が増えると増えます。つまり、筋肉がつけば何もしなくて痩せる…とまでは言いませんが、太りづらい体になることは間違いありません。

さて、こういう方はいませんか?「体重は減っていったけどあるときからまったく減らなくなって」…よくあることです。この原因の多くは、体が慣れてしまったことにあります。トレーニングの原則の中に「漸進性の原則」というのがあります。徐々に負荷を増やしていかないと効果が上がらないというものです。こういうときは、運動時間を増やしたり、違った運動を入れたりして乗り越えていきましょう。

皆さんも顧問先のメタボ予防にばかり気を取られず、ご自身の体にも気を使ってください。次の機会には、社労士に話ができるようがんばります。